

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成28年9月12日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月10日

草津市監査委員 平井文雄  
同 瀬川裕海

請求人  
(氏名 略)

草津市監査委員 平井 文雄  
同 瀬川 裕海

地域ふるさとづくり交付金に関する住民監査請求の結果について（通知）  
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき、平成28年9月12日付けで提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を下記のとおり通知します。

## 記

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受理

本件請求は、平成28年9月12日に提出され同日受付け、同年9月15日に法第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

#### 2 請求人

住所 (略)

氏名 (略) 他4名

#### 3 請求の要旨

草津市まちづくり協議会交付金のうち地域ふるさとづくり交付金について、平成27年度に笠縫東学区まちづくり協議会、渋川学区まちづくり協議会、老上学区まちづくり協議会に対して交付された交付金の内、違法または不当な支出となっている交付金が発生している。

監査委員は、違法または不当な支出となっている交付金を返還させるなど必要な措置を講じるよう市長に対し勧告されたい。以上、法第242条第1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

- ① 違法または不当な支出となっている交付金合計1,343,221円の返還を求める。
- ② 地域ふるさとづくり交付金について、草津市全まちづくり協議会の会計監査

を実施する。

- ③ 公金の支出については、会計証票で、目的、使途に沿った内容となっているかについて、確実にチェックする仕組みを確立する。

#### 4 請求の内容

(一部修正を加えた部分もあるが、その他は住民監査請求書の原文のまま掲載している。)

##### 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

<事実証明書②の「地域ふるさとづくり交付金」～科目別支出明細書>

平成27年度に、笠縫東学区まちづくり協議会に交付された「地域ふるさとづくり交付金」150万円の内、下記のa, b, c, について

a. (市民センターの日常運営事務経費に相当するものの購入)

・平成27年10月19日	<u>コピー用紙(A4・A3)</u>	35,515円
・平成28年1月7日	<u>インク、マスター</u>	92,340円
・平成28年2月5日	<u>セロテープ、タイトルブレーン他</u>	43,757円
・平成28年3月28日	<u>封筒(角2)</u>	87,150円

b. (交付金申請時の行事中止後に購入し、事前決裁手続きが無い。また、交付年度期間外、会計年度期間外の支出となっている。)

・平成28年5月18日	三方幕	331,560円
-------------	-----	----------

c. (他の事業に充当している。～平成28年1月31日に開催の「みんなで遊ぼうさい」は、地域協働合校事業の行事である。)

・こどもの避難体験コーナー

平成28年1月31日	被災体験食材	67,500円
平成28年2月5日	避難所用間仕切り	118,800円

<事実証明書①事業報告書で、1. 収入の部に於ける平成27年度「地域ふるさとづくり交付金」と「前年度繰越金」の合計金額が150万円を超えている。>

d. (1会計年度の交付金の額は、150万円を限度とすることを超過)

・第5号証	渋川学区まちづくり協議会	1,877,775円
・第7号証	老上学区まちづくり協議会	1,688,824円

##### 違法又は不当とする理由

草津市まちづくり協議会交付金規則の規定違反に該当

・第7条第1項第1号の交付の対象となる取組み以外の用途に使用

- a. 市民センターの日常運営事務経費に相当するものの購入であり、取組み以外の用途に使用しており、不当な支出である。
- b. 交付金申請時の行事中止後に購入し、事前決裁手続きが無い。また、交付年度期間外、会計年度外の支出となっており、規定違反に該当。且つ、高額物品の

購入で有りながら、発注前の決裁、回議書が無く、十分な検討もされておらず、緊急調達する必要性も低い。

防災知識の無い、三方幕を使用した経験の無い者が、現実のテントの組合せに依り、必要サイズが変わることも考えないで、安易に余剰金を消化する為に、購入していると考えられる。

また、三方幕を購入するのであれば、その前に、テント用ウエイト（20kg＝テント補強材）が必要であり、保有していないので、そちらを先に購入すべきである。

因みに、チャレンジ防災フェスティバル実行委員会は、その実施計画において、レンタルを予定していた。

c. 他の事業の費用に充当している。

地域協働合校事業の行事として「みんなで遊ぼうさい」を開催した。

d. 交付金規則の第3条に、1会計年度の交付金の額は、150万円を限度とするとなっており、交付金規則に違反している。（第6条は、次年度への繰入れ可否とその場合の交付金の減額について、取扱を定めたものであり、限度を規制した第3条を優先すべきである。）

### 市に生じている損害

- ・不当な支出金 1,343,221円が、発生している。
- ・他の学区に於いても、類似の処理が行われていると推測される。

### 求める必要な措置

- ・不当な支出の返還を求める。
- ・地域ふるさとづくり交付金について、草津市全まちづくり協議会の会計監査を実施する。
- ・公金の支出については、会計証票で、目的、使途に沿った内容となっているのかについて、確実にチェックする仕組みを確立する。

### 不当な支出の発生原因の考察

#### [公金の支出対象交付金について]

まちづくり協働部は、市内全学区のまちづくり協議会に対して、平成24年度から平成27年度の4年間に、「地域ふるさとづくり交付金」を交付している。予算規模は、各まちづくり協議会に対して、総額300万円で、13学区合計で3,900万円となっている。

平成27年度の予算額は、13,109千円となっている。交付実績額は、13,108,404円（事実証明書①第1号証～第12号証12学区計）

### [交付方法について]

草津市まちづくり協議会交付金交付申請書兼請求書に、事業計画書兼収支予算書及び地域まちづくり計画書を添えて、提出することになっている。

交付金の交付を受けた協議会は、取組みが完了したときは、草津市まちづくり協議会交付金実績報告書に、地域ふるさとづくり交付金事業報告書を添えて、速やかに市長に報告することになっている。

### [違法・不当な行為について]

最初に、交付する側（まちづくり協働部）と交付を受ける側（まちづくり協議会の事務局）が、同じ草津市の職員同士であることから、交付金を交付した後の取組み完了時に於いて、交付金支出実績の妥当性のチェック（検査）が、交付金実績報告書と事業報告書の2つの書面のみで済まされており、支出の根拠、支払実績内容のチェックが行われていない。

自治会長や個人として経験した、補助金や助成金を申請する際の条件や提出資料要件は、大変厳しい条件を付けていながら、交付金の交付については、大変甘い支払制度であると言わざるを得ない。

また、世間一般常識から考えても、通用しない低レベルの事務処理をしていると言わざるを得ない。

具体的には、市役所から任意団体への交付金の交付であるにも関わらず、事実証明書の事業報告書の2. 支出に表現されている取組み概要や決算額を見るだけで、公金の支払処理が済まされている。

単に、市側が、不当な行為が行われていないかのチェックを見過ごしていることに留まらず、まちづくり協議会側に、不当な行為を安易に行わせる原因になっていると考えられる。不当な行為の防止策が必要です。

### [草津市の情報公開に対する姿勢について]

今回、市政情報公開請求にて、支払実態を把握する為に必要な支払明細書等の資料の情報公開の要求に対して、市は、単に情報不存在との回答をしてきた。

住民監査請求を行う為の必要な資料として、情報公開を求められている場合に於いて、「草津市まちづくり協議会交付金規則」第6条第2項において、「市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。」となっているにも関わらず、「まちづくり協議会」が保管している資料を、取り寄せて対応するといった行動を何故起こさないのか、業務遂行義務の怠慢である。

持ち合わせていないので、公開できないとの回答は、到底納得できるものではなく、公金の支出に対する責任放棄と受け取れる。何もチェックしていないことへの反省が全く感じられない。

情報公開を必要とする証憑が、開示されない現状を改善する必要がある。

### [交付金の監査の厳格化について]

市役所の職員の仕事は、税金が正しく使用されているかどうかをチェックすることが第一義であると考えます。

本件のような場合、個別交付金の目的に沿った支出であるかどうか＝使途は適正であるか、支払日は、期間内に発生・支払いされたものであるかについて、見積書や納品書、領収証に依り、支出内容（購入物品名、数量、単価、金額等）の事実確認（実際の中身）が出来ていないことは、甚だ、ずさんな公金の交付システムと言わざるを得ない。少なくとも、支払明細書、納品書、領収証のコピーを添付させて、内容のチェックをすべきである。

また、文章中に、チャレンジ防災フェスティバルは、（実施計画書は作成されましたが、）実施されず、中止となったことが明記されています。その文章を、しっかりと読んだのであれば、支出の内容について、詳細を確認する必要があると、誰でも考えることではないでしょうか。

公金（交付金）の支出について、適切なチェックが行われているのかを、調査して頂き、監査の厳格化を制度に織り込んで頂きたい。

### [情報公開の対象を拡大すべきもの]

民間企業であれば、ごく当たり前のチェック行動が出来ていない。

公金（交付金）の支出に於いては、交付金実績報告書、交付金事業報告書の他に、客観的資料として支払明細書、納品書、領収証の写しを添付させ、市役所の職員が、自ら、確実にチェックする仕組みを構築すべきです。

現在のように、まちづくり協議会に実際の支払証票等を保管させているだけになっている為、事実証明書として開示されない証憑がある。

事実証明書①の第11号証（笠縫東学区まちづくり協議会）では、目的の行事が、実施されていないにも関わらず、1,201,284円といった多額の支出の中身が、目的外の物品購入や交付年度期間外の支出である。

### [発生要因の考察まとめ]

草津市は、公金支出の管理体制の甘さが、個々のまちづくり協議会に於いて、a～cのような「不適切な処理」の誘発要因に繋がって行く事に、憂慮すべきである。

交付金支出に於いて、不正行為の発生が予測される仕組みであることを反省すべきである。

上記のような公金の支出に関する「ゆるいチェックの仕組み」の中で、処理された公金の支出状況を、市民目線で、実態を把握して頂きたく、監査請求をさせて頂くことに至りました。

### [事実証明書]

- ① 平成27年度地域ふるさとづくり交付金の実績報告・事業報告

公開日 ;平成28年8月2日

公開者 ;草津市長より

取得方法;草津市情報公開条例に依る市政情報の一部を公開

<添付書類>

- ・市政情報公開決定通知書
- ・12学区の草津市まちづくり協議会交付金実績報告書及び事業報告書  
(第1号証～第12号証)

② 地域ふるさとづくり交付金の支出内容の開示

公開日 ;平成28年8月19日

公開者 ;笠縫東学区まちづくり協議会 会長より

取得方法;草津市まちづくり協議会交付金規則に依る地域ふるさとづくり交付金の帳簿及び証拠書類の公開

<添付書類>

- ・「地域ふるさとづくり交付金」の支出内容の開示について
- ・平成27年12月7日 第5回 理事会 会議報告書
- ・チャレンジ防災フェスティバル事業の科目別明細書及び納品書、請求書、領収証等
- ・「地域ふるさとづくり交付金」の支出内容の開示要請の件(要請書)

(事実を証する書面については、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。)

## 第2 監査の実施

### 1 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

#### (1) 請求人の陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成28年10月7日に陳述の聴取を行った。

なお、新たな補足資料の提出はなかった。

#### (2) 関係職員の陳述

関係する書類を調査するとともに、平成28年10月12日にまちづくり協働部の職員から陳述の聴取を行った。

### 2 監査の対象

平成27年度に草津市が笠縫東学区まちづくり協議会に対して交付した、草津市まちづくり協議会交付金のうち地域ふるさとづくり交付金の一部776,622円ならびに、平成27年度に地域ふるさとづくり交付金の繰越金を含めて150万円以上を執行した、渋川学区まちづくり協議会、老上学区まちづくり協議会の交付金の一部合計

566,599円の総合計1,343,221円は、違法または不当な支出であったかについてを監査の対象とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実確認

- (1) 草津市は、地域の将来を地域住民が責任を持って考え、住民の望む住民主体の個性あるまちづくりを支援するため、地域の住民自治組織であるまちづくり協議会に対し、予算の範囲内において、草津市まちづくり協議会交付金を交付することとし、平成24年4月1日規則第30号として、草津市まちづくり協議会交付金規則（以下「交付金規則」という。）を制定した。
- (2) 交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、もっぱら報償として一方的に交付される。（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）
- (3) 平成27年度における草津市まちづくり協議会交付金の種類は、地域一括交付金、地域ふるさとづくり交付金、まちづくり協議会運営交付金の3種類であった。
- (4) 交付金の交付対象は、市内各小学校区で組織されている住民自治組織である「まちづくり協議会」としている。
- (5) 地域ふるさとづくり交付金は、平成24年度から平成27年度までの4年間で1交付団体あたり総額300万円を限度に、また、1会計年度における交付金の額は150万円を限度とし、交付の対象となる取組みは、自分たちの住む地域をさらに住みよい地域とするため、地域のめざす将来像や解決すべき課題を定めた「地域まちづくり計画」の実現のための必要な取組みと定めている。
- (6) 交付金規則には、交付金の交付を受けようとするまちづくり協議会は、「交付金交付申請書兼請求書」に「地域ふるさとづくり交付金事業計画書兼収支予算書」と「地域まちづくり計画書」を添えて市長に提出し、市長は書類等を審査し、交付金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付金を交付する。交付を受けたまちづくり協議会は、取組みが完了したときは、「交付金実績報告書」に「地域ふるさとづくり交付金事業報告書」を添えて、速やかに市長に報告しなければならないと規定されている。
- (7) 平成27年度に、笠縫東学区まちづくり協議会に対して交付された地域ふるさとづくり交付金は、150万円であった。これは、平成27年8月8日付けで笠縫東学区まちづくり協議会会長が草津市長あてに提出した「交付金交付申請書兼請求書」に基づき、担当部局であるまちづくり協働部まちづくり協働課で書類を審査し、平成27年8月10日に交付金を交付すべきと認め、当該まちづくり協議会に対して同年8月28日に交付金を交付している。
- (8) 笠縫東学区まちづくり協議会は、「交付金交付申請書兼請求書」に添付した「交付金事業計画書兼収支予算書」によると、地域ふるさとづくり交付金150万円で、

まちづくり計画書に定める3つの基本方針のうちの1つである「安全安心で心豊かに暮らせるまちづくり」を取組み項目とし、(1)チャレンジ防災フェスティバルの開催、(2)ふるさと絵図の制作を実施する計画とされていた。

(9) 笠縫東学区まちづくり協議会が平成28年3月31日付けで草津市長あてに提出された「草津市まちづくり協議会交付金実績報告書」に添付の「地域ふるさとづくり交付金事業報告書」によれば、取組み項目に変更はないものの、交付金事業計画書に記載されていた(1)チャレンジ防災フェスティバルは、実行委員会を設置し開催に向けての諸準備を進められたが、当該まちづくり協議会本部会の承認および理事会での決定に至らず、平成27年12月7日の理事会で延期との結論が出されている。なお、チャレンジ防災フェスティバルの実施項目に記載されていた初動マニュアルの作成と全戸配布ならびに、子どもの避難体験コーナーは計画どおり実施されている。

(10) チャレンジ防災フェスティバルの延期が確定した後の平成28年1月21日に、まちづくり協働課職員は、笠縫東学区まちづくり協議会事務局長から事業の延期とその後の地域ふるさとづくり交付金の支出について、電話で報告と相談を受けている。

電話を受けたまちづくり協働課の担当職員は、上司と相談の後、笠縫東学区まちづくり計画書にある「安全安心で心豊かに暮らせるまちづくり～災害に強い、人のつながりの構築」に資する事業であり、具体的には延期となった防災フェスティバルにつながる防災に関する取組みであれば交付金の使用が可能である旨を返答した。しかし、これに関する決裁文書は存在せず、担当職員がメモ書きを関係書類に添付するとともに上司に報告しただけであった。

(11) 地域ふるさとづくり交付金実績報告書に添付すべき書類は、交付金規則第6条第1号の規定によると、「地域一括交付金・地域ふるさとづくり交付金事業報告書（同規則別記様式第5号）」のみであり、領収証の写しなど関係書類の提出は求めている。

(12) まちづくり協働課によると、領収証の写しなど支出関係の書類の添付を求めているのは、補助金と異なり、交付金本来の性質を前提に制度設計をしていて、まちづくり協議会の独自性を重視し、また、裁量権を高めることを目的とした交付金に対して、行政が必要以上に干渉することを避けるとともに、まちづくり協議会の事務負担の軽減を図っているとのことであった。

(13) 「地域ふるさとづくり交付金実績報告書」の審査は4月に実施され、地域まちづくり計画に適合した内容であるか、対象外の取組みはないか等、「地域ふるさとづくり交付金活用マニュアル」に基づき協働のまちづくりの視点で審査が行われたが、審査結果についての文書は存在しなかった。また、笠縫東学区まちづくり協議会の提出した交付金事業報告書には、防災フェスティバルの開催に1,201,284円、ふるさと絵図の制作に298,716円で合計150万円との決算額の記載はあるものの経費等の内訳の記載がなく、当該書面からは経費の支出内容の確認はできな

った。

- (14) 渋川学区まちづくり協議会と老上学区まちづくり協議会の地域ふるさとづくり交付金の事業報告書では、収入の部で地域ふるさとづくり交付金と前年度繰越金の合計金額が150万円を超えていた。交付金規則第3条に規定している、地域ふるさとづくり交付金の1会計年度における交付金の額は150万円であるものの、交付金規則第6条第3項および第4項の規定により、交付金に余剰が出た場合は次年度の活動資金に繰り入れができるようになっており、更に、繰り入れた金額を次年度における交付金の額から減額調整はしないこととなっている。
- (15) 地域ふるさとづくり交付金は公金であり、適正な使途と利用が求められ、いくつかの要件を満たす必要があるため、「地域ふるさとづくり交付金活用マニュアル」をまちづくり協働課で作成し、まちづくり協議会へ周知しているが、周知方法は電子メールでの配信にとどまり、事務担当者に対する説明会などは開催されていなかった。
- (16) 上記については、関係書類、関係職員の陳述の聴取から明らかとなった。

## 2 現地調査等

### (1) 現地調査

平成28年10月19日に監査委員事務局職員が笠縫東学区まちづくり協議会の事務局に出向き、関係者から聴き取りや関係書類の調査を行った。

### (2) 現地調査の状況

笠縫東学区まちづくり協議会において、平成27年度の交付金に対応する支出内容が、当該まちづくり協議会から提出された交付金事業報告書と符合するか、監査委員事務局職員が笠縫東学区まちづくり協議会事務局長ほか1名からの聞き取りや、当該まちづくり協議会で保管する金銭出納簿、支出調書、領収証等と購入品の保管状況の確認を行った。

確認内容は次のとおりである。

- ア) 当初計画していたチャレンジ防災フェスティバルは、実行委員会を設置し開催に向けての準備を進められたが、計画内容が理事会（平成27年12月7日開催）で承認されず、当該事業は延期との結論に達した。ただし、初動マニュアルの作成・全戸配布と子どもの避難体験コーナーは実施された。
- イ) チャレンジ防災フェスティバル開催（学区民全体を対象とする訓練や体験等）に予定していた経費は、笠縫東学区まちづくり協議会事務局において当該まちづくり協議会の関係者と協議し、12月7日開催の理事会において防災に関する学区や自治会に必要な物品を購入することとされた。
- ウ) このため、学区民を対象とする防災に関する事業の準備行為として、関係物品等を購入し対応したもので、これらのことについては、平成28年1月21日に当該まちづくり協議会の事務局長がまちづくり協働課へ電話にて報告、相談し、交付金の使用について了承を得たものと解している。

エ) 請求人が主張している以下の確認について

笠縫東学区まちづくり協議会にかかるものとして

a. 市民センターの日常運営事務経費に相当するものの購入

コピー用紙代35,515円、インク、マスター代92,340円、セロテープ、タイトルブレーン他43,757円、封筒(角2)87,150円の合計258,762円の物品は、一部は実行委員会用および子どもの避難体験コーナー用として使用し、その他は延期されたチャレンジ防災フェスティバルの開催や、今後防災に関する会議やアンケート調査等のための物品として購入されたもので、購入数量の9割近くの残品が当該まちづくり協議会ロッカー内等に保管されてあった。

また、封筒(角2)には、市民センターの名称でなく、笠縫東学区まちづくり協議会の名称が印刷されていた。

b. 交付金申請時の行事中止後に購入し、事前決裁手続きが無い。また、交付年度期間外、会計年度期間外の支出となっている。

三方幕(10枚)331,560円の購入については、平成28年3月30日に納品されていることを購入先業者の納品書によって確認した。また、当該物品は、当該まちづくり協議会のプレハブ倉庫内に10枚保管されていることを確認した。ただし、購入先業者への支払は、平成28年5月18日付の領収証で確認した。これは、当該まちづくり協議会の運営上、支払い猶予を購入先業者に依頼したものであった。なお、三方幕の購入については、当該まちづくり協議会会長と事務局で相談され、延期となったチャレンジ防災フェスティバル等で使用するという事で購入された。支出に関しては、当該物品の支出負担行為書兼支出調書の決裁欄に、当該まちづくり協議会会長までの決裁印が押印されていた。

c. 他の事業に充当している。平成28年1月31日に開催の「みんなで遊ぼうさい」は、地域協働合校事業の行事である。

当初は、交付金交付申請書兼請求書の事業計画書に記載したとおりチャレンジ防災フェスティバルの一部で「子どもの避難体験コーナー」を計画し、地域協働合校事業の「みんなで遊ぼうさい」と同日で事業を予定されていたとのことであった。

チャレンジ防災フェスティバルの延期決定後の平成28年1月16日開催の理事会において、「みんなで遊ぼうさい」の協力依頼がされ、「みんなで遊ぼうさい」にチャレンジ防災フェスティバルの「子どもの避難体験コーナー」の事業を併せた内容を説明されたことが、会議報告書に記載されていた。また、同内容については、学区民向けの回覧用のチラシにも掲載されていた。

平成28年1月31日に笠縫東小学校体育館で開催された「みんなで遊ぼうさい」にかかる経費のうち、被災体験食材67,500円、避難所用間仕切り118,800円の合計186,300円は、「子どもの避難体験コーナー」の

内容として実施されたもので、地域ふるさとづくり交付金の事業として支出されていた。また、地域協働合校事業としての「みんなで遊ぼうさい」は、草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金から、イベント保険、燃料代等の計11,835円が支出されていた。

### 3 結果

- (1) 地域ふるさとづくり交付金は、平成24年度から平成27年度までの4年間で1交付団体あたり総額300万円を限度に、また、1会計年度150万円を限度に交付するもので、笠縫東学区まちづくり協議会に対して、平成27年度は150万円の交付金が平成27年8月28日に当該まちづくり協議会会長名義の預金通帳に入金されている。
- (2) 地域ふるさとづくり交付金の事務処理については、交付金規則では実績報告書に領収証の添付は求めておらず、交付金規則第8条第1項でまちづくり協議会において帳簿等、証拠書類の整備と取組み完了後5年間の保管を規定している。よって、担当部局であるまちづくり協働課に、領収証等の写しは存在しない。
- (3) 請求人が主張する以下の件については次に記載したとおりである。
  - a. コピー用紙代35,515円、インク、マスター代92,340円、セロテープ、タイトルブレン他43,757円、封筒(角2)87,150円の合計258,762円は、平成27年度設置された実行委員会に係る事務用消耗品のほか、チャレンジ防災フェスティバルの開催準備用として購入されたものとして処理されているが、結果的にチャレンジ防災フェスティバルは開催されておらず、これらの一部は実行委員会や子どもの避難体験コーナーで使用された消耗品代であり、多くは延期となったチャレンジ防災フェスティバルの開催や、今後防災に関する会議やアンケート調査等のための物品となっている。また、購入数量の9割近くの残品が笠縫東学区まちづくり協議会に保管されている。
  - b. 三方幕331,560円は、平成27年度中の平成28年3月30日に納品されており、現物も保管されているのを確認できた。

しかしながら、支払日は領収証により平成28年5月18日であることを確認した。当該まちづくり協議会の事務担当者は、物品等を購入した際には遅滞なく事務処理をし、特に今回のように年度を超えた支払遅延はあってはならず、ことに、当該まちづくり協議会の都合で購入先業者に支払い猶予を申し出ていることは、適正性に欠ける行為であり、適切な経理事務を執行すべきであった。
  - c. 平成28年1月31日に開催された「みんなで遊ぼうさい」にかかる経費である被災体験食材67,500円、避難所用間仕切り118,800円の合計186,300円は、チャレンジ防災フェスティバルは延期されたもののチャレンジ防災フェスティバルの一つの事業として「子どもの避難体験コーナー」は計画され、地域協働合校事業と併せて実施されたもので、地域ふるさとづくり交付金の事業として必要な経費について支出されたものと認められる。

- d. 地域ふるさとづくり交付金は、交付金規則によると、1会計年度における交付金の額は150万円を限度として交付ができ、交付金に余剰が出た場合は次年度の活動資金に繰り入れができるようになっており、更に、繰り入れた金額を次年度における交付金の額から減額調整はしないこととなっている。そのため、平成27年度の交付金と前年度繰越金の合計金額が150万円を超えた場合、150万円を限度にしなければならないとは、交付金規則では解釈できない。
- (4) 担当部局であるまちづくり協働課職員は、チャレンジ防災フェスティバルの延期が確定した後の、平成28年1月21日に笠縫東学区まちづくり協議会より事業内容の変更後の地域ふるさとづくり交付金の支出について、電話で報告と相談を受けている。しかしながら、経過および当該まちづくり協議会に返答した内容に関する決裁文書を作成せず、担当職員が上司に報告しただけであったことが認められた。
- (5) まちづくり協働課は、地域ふるさとづくり交付金の交付対象となる取組みの実績を審査するにあたって、当該まちづくり協議会が提出した交付金事業報告書を基に実施しているものの、支出された経費の内訳まで把握しておらず、審査した内容はどのようなことであったのか、文書による記録もなかった。

#### 4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局説明等に基づき、本件請求について、平成27年度に草津市が交付した草津市まちづくり協議会交付金のうち、地域ふるさとづくり交付金の一部1,343,221円は、違法不当な支出であったかについて以下のように判断する。

##### ① 笠縫東学区まちづくり協議会にかかる交付金

- a. コピー用紙代35,515円、インク、マスター代92,340円、セロテープ、タイトルブレーン他43,757円、封筒(角2)87,150円の合計258,762円は、平成27年度に設置された実行委員会に係る事務用消耗品のほか、チャレンジ防災フェスティバルの開催準備用として購入されているが、結果的にチャレンジ防災フェスティバルは開催されておらず、次年度以降に開催が延期となった学区民を対象とする防災に関する事業用等としての購入となっていた。このため請求人が主張する市民センターの日常運営事務経費に相当するものの購入とは言えず、違法不当な支出であったとは言えない。
- b. 平成28年5月18日支払日の三方幕331,560円は、平成27年度中に納品されており、現物も保管されているのを確認できた。また、購入手続きについては、当該まちづくり協議会会長と事務局で相談され、決裁処理のある支出書類が存在した。しかしながら、支出日は平成28年5月18日であることが確認された。事情があったとはいえ年度を超えて支払遅延となったことは事実であるが、このことをもってのみ違法不当な支出であったとは言いがたい。
- c. 平成28年1月31日に開催された「みんなで遊ぼうさい」にかかる経費である

被災体験食材 67,500円、避難所用間仕切り 118,800円の合計 186,300円は、チャレンジ防災フェスティバルは延期されたものの、チャレンジ防災フェスティバルの一つの事業である「子どもの避難体験コーナー」として実施されたもので、地域ふるさとづくり交付金の事業として必要な経費について支出されたものと認められる。

② 市内2学区のまちづくり協議会にかかる交付金

d. 地域ふるさとづくり交付金は、交付金規則によると、1会計年度における交付金の額は150万円を限度として交付ができ、交付金に余剰が出た場合は次年度の活動資金に繰り入れができるようになっており、更に、繰り入れた金額を次年度における交付金の額から減額調整はしないこととなっているため、27年度の交付金と前年度繰越金の合計の支出金額が150万円を超えた場合、150万円を限度にしなければならないとする請求人の主張に同意することはできない。

## 5 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。

なお、住民監査請求は、違法または不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法または不当とする理由を具体的に示す必要があるところ（法第242条第1項）、本件請求中地域ふるさとづくり交付金について、「草津市全まちづくり協議会の会計監査を実施する。」ことや、「公金の支出については、会計証票で、目的、使途に沿った内容となっているのかについて、確実にチェックする仕組みを確立する。」ことについての請求は、当該会計や公金の支出に関する個別具体的な不正行為等を窺わせる記載はなく、対応する事実証明書の添付もないため、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為または怠る事実が該当せず、同条の規定に適合しているとは認められない。

### （意見）

本件請求についての判断、結論は前述のとおりであるが、交付金の交付を行う担当部局の職員としては、まちづくり協議会の区域内住民から交付先への疑義や質問を受けた場合は、それらの事実関係について確認し説明する必要がある。しかしながら、請求人が情報公開請求をした時に、市に書類が存在しないことをもってのみ対応しており、まちづくり協議会に保管を義務付けている書類等の検査はできたはずである。その後、当該まちづくり協議会に交付金の使途内訳について確認をしているものの、その結果について請求人に対し丁寧に説明されたことはなかった。結果として請求人の疑念は深まるばかりであり、それぞれが互いに力を合わせ、協働によるまちづくりを進めることが求められる中、地域のまちづくりに主体的に取

組む人たちが疑心暗鬼となっていることに対して、深い憂慮の念を抱くものである。

なお、本件は年度途中で交付申請時の計画から事業の大部分が中止されるという特異なケースであり、交付金規則に定めがないものの、交付金事業の適正化を図るためにも、事業変更申請書などの提出を求めるべきであった。また、指導、助言する立場の担当部局としてはその経過について決裁文書により記録をとどめておくべきであった。実績報告書の審査に当たっても決算額における経費等の内訳確認や審査内容を決裁文書により処理すべきであったが、いずれもこれらの事務処理が出来ていなかった。

草津市が目指している協働のまちづくりにおいて、区域を代表する総合的な自治組織であるまちづくり協議会の果たす役割は非常に大きく、各種の活動が活発に行われていることに敬意を表するものであり、これらの活動のための交付金は公金であり、明確な経理処理が求められることは言うまでもない。

今後、担当部局においては、交付金事務の透明性を更に高めるため、交付先に対する指導を丁寧に行い、マニュアルの再整備とチェックリストの作成、実績報告書の審査事務の徹底ならびに適時に交付先の帳簿・証拠書類の検査等の効果的なチェックを実施するなど、本業務の執行体制を確固としたものとし、交付金事務の適正な運用に努められたい。